

高松市立中央小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれのあるものである。

しかし、「いじめはどの学校にでもどの子どもにも起こり得る」ことから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組む。

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第2 いじめ防止のための基本的な方針

1 いじめの未然防止

児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、本校が教育目標に掲げる「やる気が出る、認め合える、温かい学校」をめざし、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを通して、いじめを生まない、見過ごさない風土作りに努める。

2 いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、相談機会を複数設けるなど児童が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有する。

3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに高松市教育委員会に報告し、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力してその事態に対処するとともに、再発防止に努める。

5 教職員の指導力の向上

すべての教職員の生徒指導力と、いじめへの対応に係る指導力の向上を図るため、

校内研修を行う。

- 6 学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめ防止に取り組む。

第3 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を行うため、生徒指導委員会の他に、「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、関係学級担任とし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも参加する。

第4 本校におけるいじめ防止等のための取組

1 いじめの未然防止

(1) 人権尊重の教育、特別活動の重視及び体験活動

全ての児童が心の通い合う人間関係を構築でき、相手の立場を認め尊重できるようにするために、道徳教育、学級活動を中心とした人権尊重の教育を重視するとともに自分の考えを生かし、実践するために特別活動を充実して自己有用感を大切にし、自尊感情を高める。また、児童の情操や道徳心の醸成に努め、「いじめは決して許されないこと」の理解を促す。

(2) 傍観者を生まない集団づくり

「強めよう絆」月間や人権月間等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、学級の人間関係づくりを中心に、傍観者を生まない集団づくりに努める。

(3) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行い、被害者も加害者も生まないように努めるとともに、インターネットやSNS等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

(4) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめ防止の取組みを推進する。

2 いじめの早期発見

(1) 細やかな日常観察による児童理解

すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないよう努め、少しの変化も大切にしていじめ防止を行う。

(2) 個と集団を見る視点

ア. アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施する。アンケートでは、選択式と記述式それぞれの特徴を生かし、組み合わせて実施する。

イ. 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、日頃から児童との対話を積極的に行う。

スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターなど教職員による教育相談を実施する。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知したときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめ対策委員会」を招集し、情報の共有を行うとともに、具体的対応を検討する。
- ・いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有し、組織で対応する。
- ・速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。
- ・事実確認の結果は、被害・加害児童保護者に連絡する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに児童相談所や警察署等関係機関に連絡し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、その児童を守り通すという前提のもと、事実関係の聴き取りを行う。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係の報告と今後の対応を伝える。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、「いじめは絶対にしてはいけないこと」「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- ・家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

(4) 学級全体への指導

- ・学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。

- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

第5 重大事態への対処

1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大な事態を認知した場合は、速やかに高松市教育委員会への報告を行う。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体になって調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」で検討し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

第6 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。

「かがやく笑顔をとりにどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る。

職員会議等において、いじめ対策基本方針を毎学期確認し、教職員の意識を高めるとともに、具体的対応の仕方について共通理解・共通行動の徹底を図る。

第7 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

平成26年4月1日策定

平成28年4月1日改訂